

自動車リサイクル法の指定法人について

自動車リサイクル法においては、公益法人その他営利を目的としない法人を、その申請に基づいて経済産業大臣及び環境大臣が指定し、使用済自動車の再資源化等に関する以下の3種類の公益的・中立的な業務を行うこととなっている（別図）。

資金管理業務

再資源化預託金（リサイクル料金）等の収受、管理等を行う業務

再資源化等業務

再資源化実施義務等を果たすべき自動車製造業者等が存在しない場合や使用済自動車の不法投棄等に対応する業務

情報管理業務

使用済自動車等の引取り・引渡しの状況を関係事業者から原則電子情報で報告を受け、これらの情報を電子マニフェスト・システムとして管理する業務

標記については、平成15年4月4日付けで財団法人自動車リサイクル促進センター（概要別添）から経済産業大臣及び環境大臣に対し、資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務を行う法人として、それぞれ指定を受けたい旨の申請があった。

審査の結果、関連業務の実績、業務の遂行体制、経理・財務面の健全性・透明性、関連業界の協力体制から、同財団は3つの指定法人業務について適正かつ確実に行うことができるものと認められたため、同財団を資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務を行う法人として指定することとしたい。